

「過去問④＜年金編＞」改正等による訂正箇所

＜国民年金法＞

問題	訂正前	訂正後
217	20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者が少年法第24条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は売春防止法第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合は、その該当する期間、その支給を停止する。(H30-10E)	20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者が少年法第24条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合は、その該当する期間、その支給を停止する。(H30-10E)
358	夫のみに所得がある夫婦（夫42歳、妻38歳であり、ともに第1号被保険者）と3人の子（13歳、10歳、5歳）の5人世帯において、夫の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については前々年の所得とする。）が207万円以下であれば、申請により当該夫婦の保険料は全額免除される。なお、法定免除の事由には該当しないものとする。(H26-6B) ○（法90条1項、令6条の7）設問の場合、前年の所得が、 $(4人+1) \times 35万円 + 32万円 = 207万円$ 以下であれば、全額免除の要件を満たすこととなる。 <u>なお、扶養親族等とは、同一生計配偶者（配偶者でその居住者と生計を一にするものうち、合計所得金額が38万円以下である者）及び扶養親族（居住者の親族のうち、合計所得金額が38万円以下である者）をいう。</u>	夫のみに所得がある夫婦（夫42歳、妻38歳であり、ともに第1号被保険者）と3人の子（13歳、10歳、5歳）の5人世帯において、夫の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については前々年の所得とする。）が207万円以下であれば、申請により当該夫婦の保険料は全額免除される。なお、法定免除の事由には該当しないものとする。(H26-6B) ○（法90条1項、令6条の7）設問の場合、前年の所得が、 $(4人+1) \times 35万円 + 32万円 = 207万円$ 以下であれば、全額免除の要件を満たすこととなる。